

年末調整のポイント

年末調整とは、給与の支払者が給与の支払を受ける人について、その年中に支払が確定した給与等の総額に対して納めなければならない税額を算出し、毎月の給与等から源泉徴収した税額と比べて過不足を精算する手続です。

年末調整の留意点

《復興特別所得税の計算》

昨年に引き続き、今年の年末調整の際にも復興特別所得税を含めた税額を算出する必要があります。

《年末調整の対象者》

年末調整は、原則として給与の支払者に対して「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人の全員について行いますが、下記の場合は年末調整の対象者になりません。

- ①その年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- ②国内に住所及び1年以上の居所を有していない人
- ③年の途中で退職した人
- ④災害減免法の規定により、その年中の給与に対する源泉所得税等について徴収猶予や還付を受けた人

平成30年分の源泉徴収事務を開始するに当たり注意すること

《配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更》

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。（詳細については、2018年10月1日の短信を参照してください。）

これに伴い「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、記載内容も変更されています。